

改 正 後

(輸入穀類等検査要綱)

第13

1のただし書き

ただし、輸入者又は管理者から上記以外の場所へ輸送して消毒したい旨の輸送後消毒申請書(別記様式2)の提出があった場合において、植物防疫官は、次に掲げる各号のすべて(他の指定港又は特定港に輸送する場合は第5号を除く。)に該当し、かつ、その取締りが可能であると認めたときは、植物防疫所長(指定港又は特定港へ輸送する場合は支所長及び出張所長を含む。)の許可を得てこれを承認することができる。

(1) [略]

5

(5) [略]

2 [略]

3 [略]

第20 [本文略]

- (1) 第10第1項の規定により消毒を命じられた場合で、植物防疫官により同第3項の消毒計画書が適当であると認定された場合
- (2) 第13第1項ただし書きの場所において消毒を行う場合で、植物防疫官により同項の輸送後消毒申請書が承認された場合
- (3) いねもみ又は土の混入が認められ除去を行う場合
- (4) はしけ通関又は本船通関を行う場合

現 行

(輸入穀類等検査要綱)

第13

1のただし書き

ただし、輸入者又は管理者から上

記以外の場所へ輸送して消毒したい旨の申請書(別記様式2)の提出があつた場合において、植物防疫官は、次に掲げる各号のすべて(他の指定港又は特定港に輸送する場合は第5号を除く。)に該当し、かつ、その取締りが可能であると認めたときは、植物防疫所長(指定港又は特定港へ輸送する場合は、支所長及び出張所長を含む。)の許可を得てこれを承認することができる。

(1)

[略]

5

(5)

[略]

2

[略]

3

[略]

第20 [本文略]

- (1) 第13のただし書の場所において消毒を行う場合
- (2) 菌核又は麦角が発見された場合
- (3) いねもみ又は土の混入が発見された場合
- (4) はしけ通関又は本船通関を行う場合